

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 日本政府現地出先 機関（沖縄復帰準備委員会日本政府代表）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43428">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43428</a>

主要對米文詒事項之基本方針



沖繩問題（主要対米交渉事項  
とその基本方針）

昭和45. 3. 14  
アメリカ局

昨年11月の佐藤総理大臣とニクソン大統領との会談の結果、1972年中に沖縄の施政権をわが国に返還することについての日米両政府間の基本的合意が成立した。

この基本的合意を実施に移すため、今後日米両政府間で、施政権返還協定締結のための交渉が行なわれる。それと併行して、日本政府と米国政府の間の緊密な協議・協力の下に、琉球政府の参加をえて、沖縄の本土復帰を円滑に実施するためには必要な準備（復帰準備）を進める必要がある。

さらに施政権返還後の沖縄を基地とする日米双方の防衛計画の調整についての米国政府との協議も、上記の施政権の移転に関する米国政府との協議と併行して進める必要がある。

以上の対米協議の進め方に関する基本的な考え方次の方は次のとおりである。

#### 1. 施政権返還協定締結交渉

(1) 施政権返還協定は通常の外交経路により米国政府と交渉を進めることとなるが、外務省としては、佐藤・ニクソン会談において合意された「核抜き、本土並み、1972年中」との施政権返還の大綱の枠の中で、できるだけ簡潔な内容のものとすることを基本方針として交渉にあたる考えである。

#### 2. 復帰準備

(1) 復帰準備は、将来の沖縄県への移行準備、沖縄への地位協定の適用準備等、沖縄を本土の各県と同じ地位におくための諸般の準備措置、並びに将来の沖縄県を真に豊かな県とするための沖縄の振興開発のための措置等をその主たる内容とする。

(2) 復帰準備措置は、内政的性格の強い問題であるが、他方施政権が最終的にわが国に返還されるまでの間、沖縄の施政の責任は依然として米国政府に帰属することとなるので、わが方が沖縄現地で行なう復帰準備については、

米国政府と協議をつくし、その同意の下にこれ進めることが必要である。

よつて、昨秋の日米共同声明をうけて、去る3月3日外務大臣と駐日米国大使の間で行なわれた交換公文により、(イ)東京の日米協議委員会が復帰準備に対する全般的責任を負うものとし、併せて沖縄現地でとられるべき具体的措置についての日米間の協議調整の場として那覇に、大使級の日本政府代表と米国の高等弁務官よりなり、琉球政府行政主席が顧問として参加する準備委員会を設置するとともに、(ロ)日米協議委員会が復帰準備のための「原則と指針」を策定し、準備委員会がこの「原則と指針」に従つて「復帰準備のために現地でとられるべき措置及びその実施計画」を確定するという、復帰準備の進め方に関する日米協力の体制を整えた。

(3) 地位協定の沖縄への適用については、日米両政府間に広範な協議を必要とするところ、この協議は東京で外交経路を通じて行なわれ

ることとなるが、これを補完するため沖縄現地でとられるべき所要の準備措置については、準備委員会を適宜活用して行く方針である。

なお、地位協定は、施政権返還の時点と同時に、なんらの変更なく沖縄に適用するものとし、今後そのため必要な措置につき具体的に米側との話合いを進めて行く考えである。

(4) なお、上記の復帰準備は、施政権返還協定交渉と密接な関係にあり、その間の調整に常に留意することが必要であることはいうまでもない。

### 3. 沖縄防衛に関する日米協議

(1) 返還後の沖縄に残る米軍基地が戦争抑止力としての機能を維持することが最も肝要である。

よつて、施政権返還後の沖縄においても、日米安保条約の目的に照して必要な米軍基地は、これを地位協定下の施設区域として提供することが必要である。

(2) 返還後の沖縄の局地防衛の責任をわが国が負うこととなることは当然であり、米国政府の側もそれを期待している。

施政権返還後の沖縄に対するわが国の防衛力の配備計画については、米側よりの基地の移管も含め、米側の具体的な軍事力配備計画との調整を必要とする。このための日米両政府間の話合いは、上述の地位協定の下における施設区域の提供のための外交経路による話合いと密接な関連の下に進める必要がある。

沖縄復帰に際して対米交渉を  
要する事項について

(昭35.3.22)  
米北 1(左席)

先般來、沖縄復帰対策各省庁連絡  
担当官会議を通じて、各省庁に提示方を  
要する事項について、総理府より別添

望いおいと沖縄返還に際して対米交渉  
を要する問題点につき、総理府より別添  
(本日)  
の通りの中間報告を入手しましたので参考までに  
お届けします。

本案は、総理府特連局岸谷外務課長  
がこれまでに各省庁より入手した問題

点を整理したものであり、同課長によれば  
これまでに各省庁より提示された問題点

は不統一かつ不完全なため、とりあえず  
同課長の手元で別添の通りの形にて

3  
その、右を来月3月27日の上記担当官  
会議の際、各省に提示し再検討、補正

追加方を求め、その結果を得た上で右を  
最終的に整理し、当方に送付越す考へ  
由。

今後、同課長は当面各省庁との  
問題の全貌を把握しよらざるべく、

上記の最終的整理ができた上で更に  
その後の調査検討の成果をもつて補正

追加等を行って行く必要があると思ふ旨  
述べておいた。

ついで、同課長の立場より別添へ  
は、全く非公式のものとして取扱う所です。

## 附録

省庁別	事 項	問 題 点
法務省	(1) 裁判の効力 (2) 法院所に係属中の事件 (3) 檢察庁が受理している事件 (4) 軍法会議、U.S.O.A.R裁判の効力 (5) 民事法令によって生じた効力の取扱い ※(6) 占領後米国が取得した権利及び義務	○沖縄の裁判所の確定判決（民事、刑事）の取扱い ○沖縄の裁判所に係属中の事件（民事、刑事）の取扱い ○検察庁が受理し、処分未決の事件の取扱い ○確定判決及び係属中の事件の取扱い ○本土法でない特別法で設立された法人（たとえば琉銀等）の取扱い (1) 米国が財産管理権に基づいてなした財産管理上の処分の効力 (2) 米国が占領後取得し管理している財産権の取扱い (3) (本土法上、地上権にとり入れるか、質借権にとり入れるか、又は、特別立法措置を講ずるか。) ○高等弁務官が恩赦委員会の勧言により行なつた恩赦の効力の取扱い
大蔵省関係	(1) 旧国有財産の承継 (2) 米国投資資産の処理 (3) 通貨の切替	○管理者たる米国によつてなされた賃貸、譲渡等の既処分の取扱い ○米国の財政支出金等による資産の処理
文部省関係	(1) 著作権の取扱い (2) アメリカ人学校の処理 ※(3) 英語文化会館の処理 (4) 琉球大学財團	○琉球法令により設定された米人著作権の取扱い（保護期間が異なるので、調整を要する）。 ○基地内、外にあるアメリカ人学校の取扱い ○職員の身分、施設、資産の承継等の取扱い ○復帰後の法人格の取扱い、資産の処理
厚生省関係	(1) 水道公社の管理移管 (2) 米軍水道施設の移管等	○移管先、移管方法等 ○米軍水道施設の移管もしくは給水取扱
農林省関係	(1) 渔業権補償問題 (2) 旧国有林野の承継 (3) 動植物検疫問題	(1) 平和条約締結後の漁業補償に係る請求事案の処理 (2) (1)に関連し、演習地域の解決要求の処理 ○(大蔵省の(1)と同じ。) ○地位協定適用と関連した取扱い方法

通産省関係	
※(1) 電力公社の管理移管	○移管の範囲、資産評価
※(2) 石油施設に係る資産の買取	○米軍に対する電気通信サービス体制の取扱い
※(3) 開発金融公社の管理移管	○米軍所有の設備に対する保守及び運用サービス体制の取扱い
※(4) 瑞穂銀行の株式払下げ問題	○有線電気通信法上の取扱い（在日米軍と同様とするか）
(5) 外資系企業の処理	
(1) 対米軍電気通信サービス	○米軍管理の周波数等についての取扱い
(2) 電気通信設備に対する保守及び運用サービス	○米軍用放送局、文化情報局用放送局、函館用放送局、米軍用放送局の地位等についての取扱い
(3) 米軍が設置する有線電気通信設備	○米軍の私設非商業宗教放送局、文化情報局用放送局、函館用放送局、米軍用放送局の地位等についての取扱い
(4) 無線施設の周波数等	○米軍管理の周波数等についての取扱い
(5) 米国関係放送局の取扱い	○米国の私設非商業宗教放送局、文化情報局用放送局、函館用放送局、米軍用放送局の地位等についての取扱い
郵政省	
(6) 航空関係無線局の取扱い	○航空関係無線局特に航空交通管制用無線の運営管理についての取扱い
(7) 電離層探査施設の移管	○1957年以降米軍が行なっている電離層探査資料及び施設の移管
(8) 「米国及び琉球列島間の郵便為替片側交換についての協定」に基づく権利義務の承継	○本協定に基づき琉球政府が米国のために支払った為替金に係る決済請求権の処理（本協定は賄業通告後12ヶ月間効力を有するので、通告の時期によつては、復帰後同協定に基づく権利義務の承継の問題が生ずる。）
(9) 「日本本土と南西諸島との間の郵便為替の交換に関する覚書」の廢棄	○本覚書の廢棄及び廢棄に伴う権利義務の承継
(10) 奄美群島の復帰に伴う為替金業務に関する償補債務の決済	○本決済は、沖縄住民のもつてゐる戦前の郵便料金等の支払いと同時に解決するとの方針であつたが、これを早急に決済する必要がある。
運輸省関係	
(1) 那覇空港の移管	○本決済は、沖縄住民のもつてゐる戦前の郵便料金等の支払いと同時に解決するとの方針であつたが、これを早急に決済する必要がある。
(2) 航空管制業務の移管	{ (1) 航空路センターレーダー、アプローチ、コントロール (2) 那覇飛行場管制業務 (3) 那覇飛行場管制業務
(3) 航空保安施設運用権の移管	○航空保安施設の検査責任
(4) 飛行検査責任の移管	○航空保安施設の検査責任
(5) 航空通信施設（沖縄エアリンク）運用権の移管	○管理権の移管、資産の処理
(6) 港湾施設の移管	○軍港湾規則の改正による本土内港湾との一体化
(7) 水先制度の一体化	○軍港湾規則の改正による本土内港湾との一体化

運輸省関係	(8) 本土・沖縄間就航船舶の取扱い (9) 気象観測業務の取扱い (10) 航路標識の移管	○本土・沖縄間の輸送に従事している米国籍船舶の取扱い ○沖縄本島の高層気象観測の取扱い (1) 那覇空港の気象観測業務の取扱い (2) 宮古島気象台内にある米軍施設の取扱い
	(1) 戦前の測量に係る資料等の返還 (2) 米軍施設内における測量の実施 (3) 米軍設置の基準点及び米軍作成の資料の提供 (4) 基地下水道の取扱い ※(5) 軍用道路の管理移管 (6) 河川、海岸等に係る工作物の管理移管 (7) 開金の移管 (8) 道路、河川、海岸等の管理に係る資料で、米軍が保管中のものの返還又は提供	○基準点の測量標、当該基準点の測量成果及び測量記録の正本、地図原図等の返還 ○測量のため軍用基地への立入り及び空中写真の撮影を本土並みとすること ○測量実施上必要な米軍設置の基準点及び戦前、戦後米軍が作成した空中写真、地図等の資料（那覇軍港又は瀬場の観測資料を含む。）の使用、閲覧 ○軍用道路を本土の道路法体系下でよくより処理すること ○米軍建設の河川、海岸等に係る工作物等の施設を河川法及び海岸法等の体系下でよくより処理すること ○住宅金鑑の移管先 ○水理、水文に関する資料、海象に関する資料等の返還又は提供
防衛省関係	(1) 防衛に関する事項 (2) 米軍基地施設の引継ぎ使用 (3) 米軍使用の施設、区域の決定、提供手続 (4) 軍労務者雇用計画及び形態 (5) 航空交通管制の取扱い (6) 請求権の処理	○米軍基地施設のうち、自衛隊が引き継ぎ使用又は共同使用可能な範囲及び条件 ○未処理の復元補償、事故補償等に関する請求権問題の処理
	(注) 大蔵省より※印を附したものについては、いづれも日米間の債権債務問題もあるので、これらは一括して「米國所有資産の承継問題」として掲記すればよし、との意見申し出がある。	

**概要**

対米交渉を要すると思われる事項

秘  
密  
級  
20  
年  
内  
不  
取  
扱  
子

編號	事項	内題	英
諸	(1) 裁判の効力	沖縄の裁判所のない確実判決(民事、刑事)の取扱い。	
諸	(2) 裁判所の係属中の事件の取扱い。	沖縄の裁判所の係属中の事件(民事、刑事)の取扱い。	
省	(3) 檢察院が受理した事件の取扱い。	検察院が受理し、処理未決の事件の取扱い。	
省	(4) 軍法会議、USCAR 裁判 離定期決及び係属中の事件の取扱いの効力	軍法会議、USCAR 裁判 離定期決及び係属中の事件の取扱いの効力	
	(5) 民事法令によつて生じた 杜法による特別法で設立された法人(仮に効力の取扱い)	杜法による特別法で設立された法人(仮に効力の取扱い)。	
	(6) 以後米国が取得した (1) 米国が一般的な財産管理権に基づいて行使する財産管理上の効力 (2) 手帳力と同様に取得し管理する財産の取扱い。 (3) 米国が占有後取得した所有地の借入地の取扱い。(本土法上 地上権に入り込みずの借地権に入れるか、又は特則立法措置を講ずるか。)	以後米国が取得した(1)米国が一般的な財産管理権に基づいて行使する財産管理上の効力 (2)手帳力と同様に取得し管理する財産の取扱い。 (3)米国が占有後取得した所有地の借入地の取扱い。(本土法上 地上権に入り込みずの借地権に入れるか、又は特則立法措置を講ずるか。)	
	(7) 思想の効力	高官等官が思想委員会の助言により行なつた思想の効力の取扱い。	
大	(1) 旧国有財産の承認	(1)管理者たる米国によつてなされた貸貸、譲渡等の既処分の取扱い。	
藏	(2) 米国投資資産の処分 (1)米国の財政支出金等によつて造成された資産の処置方法	(2)米国投資資産の処分 (1)米国の財政支出金等によつて造成された資産の処置方法	

底

印

大 藏 省	(3) 通貨の切替	
	(1) 著作権の処理	新規法令により設立された米人著作権の取扱い。 基地内外にあるアメリカ人学校の取扱い。
朝 鮮	(2) アメリカ人学校の処理	
	(3) 糜糲文化会館	
農 林 省	(1) 水道公社の管理移管：移管先及び移管方法等	
	(2) 米軍水道施設の処理：大陸軍水道施設の移管もしくは給水取扱	
省		
農 林 省	(1) 米軍演習地域設定(1) 平和条約締結後の演習補償に係る現在 伴う演習区域補償問題 係争中の請求事業の処理 (2) (1)の同連し、演習地域の解除要求 の処理	
	(3) 日本国政府の承諾 (大蔵省の(1)(2)同じ)	
	(4) 外資系企業の処理	
通 商 産 業 省	(1) 球磨電力公社の管理	
	(2) 石油施設の資産買取	

通	(3) 琉球開拓金融公社の 管理権書
産	(4) 琉球開拓金融公社の 権利下げる問題
省	(5) 外資系企業の処理

- 郵政  
(1) 对米軍電気通信サービスの地位協定と実質した米軍に対する電気通信  
 取扱い問題  
(2) 電気通信設備に対する米軍に有的設備に対する保守及び運用サ  
 放送  
 保育及ぶ運用サービス。ビス体制の整備  
 省  
(3) 米軍が設置する有線。有線電気通信法上の取扱い。(在日米軍  
 電気通信設備  
(4) 感電線施設の周波数。米軍管理の周波数等、での取扱い  
 等  
(5) 米国開発送送局の。米国の私設非商業宗教放送局文化情  
 取扱い。  
(6) 航空開発送送局の。航空開発用無線局特に航空交通  
 取扱い。  
(7) 電高層観測施設の。1957年以降米軍が行なっている電高層  
 管理問題  
(8) 「米国及び琉球列島向  
 の郵便局片側交換」に  
 ついての協定」に基づく  
 権利義務の承継問題  
(9) 「日本本土と南西諸島との  
 間の郵便局の交換」に  
 關する覚書」の廢棄

	(1) 奄美群島の復帰に伴う 島替財金業務に関する 債権債務の清算問題	。本決済は、沖縄住民のまつている税前の 島替財金等の支払いと同時に解決するこ の方針(外務省見解により)であった。これが 早急に決済する必要がある。
連	(1) 那覇空港の移管問題	
輸	(2) 航空管制業務の移管	(1) 航空路センター 問題
省	(3) 航空保安施設運用権	(2) レーダー・アプローチ・コントロール 問題
	(4) 稲作検査責任の移管問 題	(3) 那覇飛行場管制業務権
	(5) 民空通信施設(沖縄 エアリンク)運用権の移管 問題	(4) 沖縄施設の移管問題
	(6) 港湾施設の移管問題	
建設	(7) 本土沖縄間新航船 問題	(1) 沖縄本土間の輸送に従事している 米国籍船舶の取扱い (2) 気象観測業務
省	(8) 気象観測業務	(1) 沖縄本島の高層気象観測の取扱い (2) 那覇空港の気象観測業務の取扱い (3) 宮古島気象台施設の移管問題
	(9) 航路標識の移管問 題	
連	(1) 戦前の測量12係の資 料等の返還問題	。基準点の測量標、当該基準点の測量成 果及び測量記録の正本 地図原図等の 返還

○ ○ ○

- 建設者  
(2) 米軍施設内における測量の実施  
(3) 米軍設置の基準及び米軍作成の資料の提供

測量のための軍用地内への立ち入り及ぶ空中写真の撮影を本土並みとすること。測量実施上必要な米軍設置の基準及び戦前、戦後米軍が作成した空中写真、地図等の資料(那覇軍港内駆逐場の観測資料を含む)の使用閑免

- (4) 基地下水道の取扱い

(5) 軍用道路の管理移管。軍用道路を本土の道路法体系下に問題  
河川、海岸等の係石工。米軍建設の河川、海岸等の係石工作物等の施設を河川法及び海岸法等の体系下に引き継ぎ、処理する。

- 海防局  
(1) 基地内係石等の問題  
同様運用制度への切替

防衛省  
(1) 中継の防衛問題  
事項  
(2) 米軍基地施設の引渡し。米軍基地施設のうち、自衛隊が引領使用又は共同使用可能の範囲及条件

- 防衛省  
(3) 米軍使用の施設、区域の決定、提供手続  
(4) 送還後の軍事施設  
運用計画及び形態  
(5) 航空交通管制の取扱い

(6) 未処理部の復元補償。未処理の復元補償及ぶ事故補償等請求権の処理

取扱注意

6条約課長  
半得良(?)  
北米第一課長

参事官(別表中)

沖縄返還協定文書二枚付  
各省関係事務と同様郵政省連絡

85.6.30  
未だ/

6月30日 郵政省 沖縄復帰対策室(宮田  
補佐)より、各県に同省からの連絡文書  
送付。下記米交渉事務に依る。次に要旨削除  
訂正あり。旨連絡越後。

追記2. 本件削除。同省の省内会議  
の結果、対米交渉事務と12月上旬のへど  
性格が若干とは考えられぬこと、結論は達  
成されることは無し。理由下記が主。

記

1. 削除。

(6) 増 航空関係無線局、取扱い

理由：郵政省、所管の係の事項は  
周波数割当である。

周波数割当は、無線局に  
如何なる会社が参加するか、

即ち、無線局の運用の前提  
となるべき（二つの事項は、運用側

省所管であり、対米交渉事項は  
（参考文献）、二つ前提が

決定された上で、これが「1-2  
割当」自動的に進行する。

対米交渉事項と併せて参考。

（7）项 電離層観測施設、移管

理由：日本側と12年、電離層観  
測資料の入手出来れば

GA 6 外務省

充分である。米側が資料を提  
供し12ヶ月以内に、施設を

移管工事をすすめること。  
現在本土にあり、未算入。

資料が入手出来ば体制を確立  
する有利、沖縄が返還されれば、

同様の措置が講ぜるべきだ。  
参考のうえ、削除する場合は了承。

GA 6 外務省

卷之三

45 1X-11公海 (调查印)  
世纪-年之章

~~G.R.I. A-1828~~  
39335-0

沖縄返還に伴い対米交渉を必要とする事項について

昭和45年9月7日

沖縄・北方対策序説部

沖縄返還に伴い対米交渉を必要とする事項について		昭和45年9月7日	GR/ A48 附録 第2章 28(1)(a)の件
省庁別	事 項	問 験 点	
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防衛に関する事項</li> <li>(2) 米軍基地施設の引継ぎ使用等</li> <li>(3) 米軍使用の施設、区域の決定、 提供手続 → AER 部? ① 83式 2023</li> <li>(4) 軍労務者雇用計画及び形態</li> <li>(5) 未処理部分の復元補償等請求権 の処理 (2-1) 補償金(人-310万円/3万、物-14万円/3) (2-2) 外賠法の不適用(15万ドル未満) → 一箇令委嘱会 (2-3) 拒絶(64万円/20万) → 強制執行(10万円/10万) - 違反補償(10万円/10万) - 甲州地方法院(10万円/10万) - 違反補償(10万円/10万) - 未処理金(10万円/10万)</li> </ul>	<p>米軍基地施設のうち、自衛隊が引継ぎ使用又は共同使用可能範囲及び条件</p> <p>道路黙認耕作地等の取扱い</p> <p>軍用地の開放</p> <p>未処理の復元補償、事故補償に関する請求権問題の処理</p> <p>強制取用に係る過正補償金は現在預金に保管されているが、そのうち布令20号による10年の中止期の到来しているもの。</p>	<p>→ ニカラク・マサウエー法(1972年) → 未処理金(土建、機械等)(KMP 1972年) → ①無償、有償 → G.O. ②有償 - 例: 駐留 G.O. ③有償 - 例: 特別 G.O. ④一石三利、古在尾 Manning Corp 3月単位</p> <p>総務部がGR/ L-148をもとめ Ran 16と AER 部及 17-21の②HP 1972年 KMP 31-32と G.O. - C.F. P.R. RAN 16 法令 - 1972年 = 1972年 前記を含むが、 刑罰執行をどうするか etc etc</p> <p>特に boundary を4つも削除してしまった。それを入力のRS 米が日本を參照してスケル(140万) - JS/1000件 高等弁務官が行なつた恩赦の効力の取扱い。</p> <p>→ AER P.S.G. eff されるとかうえ 3 PG</p>
法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 裁判の効力</li> <li>(2) 裁判所の係属中の事件</li> <li>(3) 檢察庁が受理している事件</li> <li>(4) 軍法会議、USCAR裁判の効力</li> <li>(5) 民事法令によつて生じた効力の 取扱い</li> <li>(6) 土地に関する権利關係</li> <li>(7) 恩赦の効力</li> </ul>	<p>沖縄の裁判所の確定判決(民事、刑事)の取扱い。</p> <p>沖縄の裁判所に係属中の事件(民事、刑事)の取扱い。</p> <p>検察庁が受理し、処分未決の事件の取扱い。</p> <p>確定判決及び係属中の事件の取扱い。</p> <p>特に法人の取扱い(各省庁所管事項のものもある。) → 8点+4点の効力か?(2点ずつ)</p> <p>特に米国が取得した民有地に係る賃借権の取扱い。 → キテ boundary を4つも削除してしまった。それを入力のRS 高等弁務官が行なつた恩赦の効力の取扱い。</p>	<p>→ AER P.S.G. eff されるとかうえ 3 PG</p>

省序別	事 項	問 題 点
大 蔵	<p>(1) 対米請求権の一括処理（主計局）</p> <p>(2) 地位協定の適用範囲（主計局） （国際金融局） （国税庁）</p> <p>(3) 球政府の財政赤字処理 （主計局）</p> <p>(4) 米国が施行主体となつているプロジェクト等の完全実施 （例）那覇空港整備 福地ダム 道路延設改良等（主計局）</p> <p>(5) 民政府布令第114号等（外国人に対する特恵課税）について （主税局） （財政局） （税關局） （監査局）</p> <p>(6) 米軍基地から出入國する米軍人、軍属等についての税關検査 （税關局）</p> <p>(7) 在沖縄米国资産の承認（理財局）</p> <p>(8) 旧國有財産（旧軍買取財産を含む）の承認 （理財局）</p>	<p>請求権について返還時に一括処理をする方針をとる場合は、対米交渉が必要である。</p> <p>沖縄に対し地位協定を適用する場合、本土と異なる措置をとる場合には対米交渉を必要とする（例えば、施設区域の無償提供、外為法臨時特別政令の適用、軍用消費税免稅の取扱いなど）。</p> <p>本問題は琉球と日本政府との間だけでは解決がつかず、米民政府ひいては米国政府との折衝を要する。</p> <p>米国が施行主体となつているプロジェクト等でその施行について琉球または日本政府との了解があるもの、また、その施行を前提としましたはそれとの関連において他のプロジェクトが予定されているものについては、米国の一方的専横により計画変更をすべきではない。</p> <p>また、施設権の段階的奉行において財政支出要因の移譲は、才入要因（例えば、石油課徴金）との見合いでにおいて處理するよう交渉する必要がある。</p> <p>沖縄返還までに、これが徹底されるよう交渉し廢止されない場合には、返還と同時に失効するよう交渉する必要がある。</p> <p>返還後には、米軍基地から出入國する米軍人、軍属等についても税關検査を行なう必要があるので、税關検査の対象となる米軍人、軍属等の範囲を明確にし、税關検査を行なう場所、施設を確保するよう交渉する。</p> <p>現在対象資産等について大蔵省にて交渉中である。</p> <p>次の点の交渉を必要とする。</p> <p>(1) 旧國有財産に関する資料（現在及び過去の管理状況、売払代金、負賃料等の収入状況及びその使途その他）の提供。</p>
省		内閣 通 信 省

71-10月  
附-218件

省 序 別	事 項	問 題	点
大	(9) 旧県有地の承認 (理財局)	(2) 主な国有財産の実態調査に対する協力(復帰前)。 (3) 旧國有地上に存する民間人等の賃借権の契約解除および原状回復。 500件。	
蔵	(10) 庁舎・宿舎敷地としての旧國有地の使用 (理財局)	旧県有地についても、旧國有地と同様の交渉を要する。これは、旧県有地は復帰後新沖縄県ができた場合、これに譲与することになるとしても、これまで米民政府が一休管理してきたため両者の分離には時間がかかると思われるので、しばらく国が管轄することになるからである。	
管	(11) 瑞銀株式の処理 (銀行局)	復帰前に既に当先機関の庁舎および職員の宿舎を建設する必要があるが、その敷地として旧國有地を利用したいので、旧國有財産の管理者である米民政府の許可および協力を求める。	
文	(12) 梯珠助発金融公社の引取等に関連した問題 (銀行局)	米民政府所有の瑞銀株式 51% 分につき、早急にその(1)売却方法(2)譲り方法(3)売却価格などについて、協議しておくこととした。(大蔵省において交渉)	
部	(1) 著作権の取扱 (著作権法)(中止) (中止法)(中止法) (国条約による権利) 原稿交付	返還後における瑞銀金の取扱いについて当方の方針が決まり次第、資産引継ぎ後の業務の具体的問題について交渉をする問題が多い。	
管		米人の沖縄における著作権の保護については、保護期間が沖縄の場合死後 30 年で、本土の場合(発行後 28 年)よりも原則的には長くなつておらず、また、米人の演奏歌唱、レコードは沖縄では内国民待遇による保護を受けているが、本土ではわが国で第一発行されたものに限り保護される。しかし、これらは返還になればすべて本土の保護に合わせざるを得ないと考へている。このことは、米側からいえば返還に伴い沖縄における米人の財産権を握りといった論議も成り立ち得ると思われる所以である。	

事 項	問 題 点
文 化	<p>(2) アメリカ入学校の処理</p> <p>米人子弟の教育のため米人学校が沖縄の基地内にあるが、復帰時における同施設の扱い、並びに同学校に勤務している日本人の扱い等について対米交渉が必要と思われる。</p>
文 化 施 設	<p>(3) 琉米文化会館の処理</p> <p>琉米文化会館は米民政府の所管で、那覇、石川、名護、宮古、八重山の各文化会館があり、勤務する職員は58名である。事業内容は、図書閲覧、各種講習会、生花の教授等を実施している。</p>
文 化 施 設 英 語	<p>(4) 英語センターの処理</p> <p>英語センターは、米民政府の所管で首里にあり、教育研修所と隣接している。事業内容は、米国民学生のための研修その他英語研修を実施している、復帰時における取扱いについては、国立の施設として引き取る必要はないが、県または市町村の施設として引き取るかは琉球政府の態度を聽取の上決定する必要があると思われる。同施設を日本側に引き取るとした場合には、外交交渉を必要とすると考えられる。またその場合の従業員の身分引き継ぎについては、琉球政府の態度を聽取して決定することになろう。</p>

省庁別	事 項	問 題 点
厚 生 省	(1) 水道事業	水道公社の管理移管後の単獨給水取扱について  (注) (1) 移管についての資産問題は別途処理 (2) 移管後の水道事業運営方法(県営、公社営、一部事務組合営等)等については純内政事項
農 林 省	(1) 米軍演習地盤設定に伴う漁業権の補償問題  (2) 旧国有林野の返還及び承継  (3) 動植物检疫問題	平和条約締結後の漁業補償に係る請求事業の処理、演習地盤の解決要求の処理  地位競争適用と戻還した取扱い方法
通 産 省	(1) 電力公社の移管  (2) 賠金の移管	範囲、資産評価等  範囲等
運 輸 省	(1) 航空機器 那覇空港の移管 航空管制業務の移管 航空保安施設の移管 航空通信施設の移管 日米航空協定の改訂	米側が復帰後もこの業務を継続するものとせば技術上の委任行為を「合意」で規律 飛行検査責任も含む シカゴ条約で納税国の責任 那覇は米機の拠点→日本の拠点となるため

章 別 題 目

管 庁 別	事 項	問 題 点
運輸省	(2) 港湾関係 港湾施設の移管 水先制度の一体化	本土内港湾との一体化、軍港湾規則の改正  (この問題は米國の権益に關することであり、わが國から問題として提起すべき性格のも のではない。)
	(3) 本土 - 沖縄間に航行している米 國籍船舶の取扱い	
	(4) 航路標識の移管	
	(5) 気象業務の取扱い	本島における高層気象観測、那覇空港における航空気象業務、宮古地方気象台管内の米 政府施設
	(1) 郵政事業換條 本土、南西諸島間郵便為替交 換覚書の廢棄 米国及び琉球列島間の郵便為 替片便交換協定に基づく権利、 義務の承継 奄美群島の復帰に伴う為替貯 金業務に関する債権債務の 決済	6カ月前に議院への通告、権利義務の承継 郵政が本國のために支払った為替金による決済請求權の処理（廢棄通告後1年間有効） 早急な決済（駆前の郵便貯金の支払と同時解決の方針であつた）奄美協定（S. 28条約 33）第3条
電 信 省	(2) 電気通信、電波関係 米国軍関係放送局の取扱い 対米軍電気通信サービス	V O A、極東放送、A F R I S (軍)等の地位 本軍に対する電気通信サービス体制

第三回会談の問題

省庁別	事 項	問 題 点
郵 政 省	米軍設備の有線電気通信設備 無線施設の周波数等	在琉米軍設備の有線電気通信設備については、復帰後は在日米軍設備のものと同様に取扱の方針で臨む必要あり。 米軍管理の周波数等についての取扱い
労 働 省	(1) 労災補償保険	労働者災害補償（布令第42号）の適用を受ける被用者の受給権の保護について
建 設 省	(1) 測量關係 戦前の測量標の返還等 本土並みに米軍施設内の測量実施 (2) 基地内下水道の調査 (3) 軍道軍管轄の政府道等返還 (4) 関金の住宅融資賃料等の処理 (5) 河川、海岸の管理権の施政委譲 (6) 米軍保管の道路、河川、海岸等の管理に関する資料の返還、提供	基準点の測量標、測量結果、測量記録（以上戦前の測量によるもの）、米軍設備の基準点の使用、米軍作成測量成果等の使用 軍用地内への立入り、空中写真の撮影 復帰後の取扱い検討のため、敷設状況、水質、水量 範囲等 債務者が不和となるための措置 米軍建設の施設等を河川法、海岸法の体系下に；現行は二元管理 水理、水文、海岸資料等
自 治 省	(1)現在の主席及び立法院議員の任期の取扱い	任期について特例を設けるとすれば、行政命令の改正の必要が生ずるので対応交渉を要する。

省庁別	事 項	問 題 点
自 治 省	(2) 琉球政府の財政赤字処理  (3) 旧県有財産の引継  (4) 布令 / 26号 (自動車税の特恵 調税) の廃止について  (5) 米ドル資産のリスト提供  （基地税） 住電も含む。	琉政の赤字は米側で処理するよう交渉する。（大元に記入）  旧県有財産に関する資料の提供 （大元に記入）  沖縄返還までにこれが撤廃されるよう交渉し、廃止されない場合には返還と同時に失効するよう交渉する必要がある。 （20万ドル）移入額  国有施設等所在市町村助成交付金等の交付のための資料の提供 （基地交付金）

総 会 期 判

六月三十日付名古屋局より入手

昭和四五年五月二一日民五印



法務省民事局

沖繩復帰に際し対米交渉を必要とする事項

一、米国が管理しているわが国（地方公共団体を含む）の財産の返還を求めるか（奄美返還協定第三条第五項、小笠原返還協定第三条第二項参照）。

（注）

1 国有地・県有地（海軍軍政府布告第七号）森林地（高等弁務官指令第二号）、埋立地（米国民政府布令第一〇六号）、採掘権及び試掘権（高等弁務官布令第三三号）、干瀬（高等弁務官布令第三四号）等が問題となる。

2 琉球政府の財産は、わが国に移転することを明らかにすべきか（奄美返還協定第三条第四項参照）。

二、軍用賃借権を取得（又は承継）すべきか。

三、我が国及び国民の対米請求権は放棄するか（平和条約第一九条(a)項、奄美返還協定第四条第一項、小笠原返還協定第五条第一項参照）。

四、米国軍政府、米国民政府、琉球政府によつて行われたすべての作為又は不作為の効力を承認するか（平和条約第四条第一九条(a)項、奄美返還協定第四条第二項、小笠原返還協定第五条第二項参照）。

五、公の秩序又は善良の風俗に反しない限り、琉球政府裁判所、米国民政府裁判所及び琉球列島米國土地裁判所（すでに廃止されている裁判所を含む。）において復帰前になされた裁判の効力を承認するか（奄美返還協定第五条参照）。

沖縄復帰に際し特務交渉を  
 必要とする事項(法務省民局)を  
 配布先

45. 6. 4  
北米オ一課

1 アメリカ局長	9 総務局長
2 参事官一	10 参事官一
3 北米オ課長	11 法務課長
4 多田総務官	12 法務課長
5 佐藤総務	
6 茂川	
7 有地	
8 米保課長	

外務省

GA 6

秘密  
無期限

アメリカ局長  
 参事官  
 条約課長  
 法規課長  
 安全保障課長  
 北米オ一課長  
 6月9日 来省にて、標記の開催  
 法務省民局との折合会を開催し。  
 法務省側は5月21日付ペー人。(別添)  
 その中心の意見の主張を公表するところ。  
 6月9日 標記の議事録を下記のとおり。  
 何れ開折合会の結果によつて、主として法務  
 省側が別紙所綴の基礎上の補  
 充説明を行つたと共に内訳を提起

45. 6. 16  
米・北一.

外務省

GA-5

1425

2	
3. 本局例文として送立審査を述べ るところとて、該事と推進したる。	
下記の記録は、該特許の發音要旨を 中心に、本局例文コメントを(注)書きと して作成したものである。	
(出第号)	
法務省　時國政事司評議長 森林部化	
外務省　外華化事司評議長 化華事務官、在地 米使、荒事務官 中野事務官 有事務官 東山法務評議長 金木事務官	

GA 6

外務省

3	
記	
1. 米国が管理12月3日公有財産。取扱い の(1) 別紙付1項目の(注)に列挙した國、森林地、 森林化、埋立地、揮発油及試験油灰。	
2. (2) 12月3日森林化につき、米国、森林地 の(3) 12月3日森林地と区別すべき いわれ付付。	
3. 挥発油、試験油灰、森林地、國が得た 12月3日森林地の実体不明である。	
4. 埋立地、干潟、12月3日、一處法務官に 調査した。	
(2) 埋立地12月3日、米側はその所有を 主張12月3日、在地の復帰の際は自 外務省	

GA 6

4

動的の日本政府財産の存続。在日米  
軍事(2年軍用償還)と1952年3月  
のカミハラ問題。

(3) 在韓日の内通化、一は、VESTの活動を  
参考してかにかねて1952年3月21日、  
在美の在韓日は内通化の事。

(4) 在韓日は内通化の事。  
軍司令官、統合軍司令官全員が内通化の  
事。

件名: TITLE IS 日本の軍事問題 1952年3月  
のカミハラ問題。

下部機関  
权利義務の關係、中國政府の~~外務大臣~~  
— とこの問題が成了。但し、二の美の7月

GA 6

外務省

5

21在美協定、原則加減歩合、當時の統  
計が在美退伍後も存続1年以内に、今國の  
在日中継通化問題の消滅の事  
情が裏づけた。

(5) 在韓化率一括率F1、二の157題の実体面  
は難い。中國政府の~~外務大臣~~と割り切  
られたかといふ見解もあり、現地の状況  
が考慮して中継通化の消滅の事とされ  
る事がある。

## 2. 軍用償還権

(1) 在韓度の形で承認されたが、在日は<sup>①</sup>統歸  
の是れ一旦消滅した後、一定期間の背後の  
軍用償還設置の為の軍用償還契約を  
結ぶ、これが不可能の場合、收回する事。

GA 6

外務省

方法でやさしくといふ問題がある

(1) a場合 通常松金(荷役地主)同表

1951年2月23日：  
朱德總司令同意  
取緝中國民主黨派的特務分子。  
朱德總司令

又(1)の場合、先物期間の合意に基づく後  
空借契約を締結するに困難と思われる  
ばかりでなく、暫定的と使用権の設定に基づく

在如此境况下「收之用」上焉而下「公共的福利  
行政之审查」審法論議已惹起了不少

卷之四

(2) 1985-1994年施肥量及土壤肥力

(单加或复加) 同行(或 = 1) 题(或 = 1)

素人→身元の模様を写す。

(续) 法務省側より、軍用貸借料が一種の私権行為

丁146-112 13年左1七叔利加 告士復歸

同时，多丝以消除了之后的拉伸。

国第16)の权利を行使する(4219)。<sup>22

かたの教科書は、これを消滅せしめよ旨

《易经》(徐子复注)·卷之二·易方·九九八一

米國の私設ヒル・オフィスは二つあります

の20才位いかと おへそ

### 3. 江半譜本校

(1) 家庭名和知识的收入加、復元補償、人身事故補償、該沒他補償等の問題をどう扱

3. 什么問題加到了。

(2) 从1937年到1945年，平均每年约有19万  
名妇女外流到上海乞讨和卖淫。

(註) 中約半數譯者以「年少者」指「青少年」

298卷之九第一 12113 七二三九外卦多一見辟

2. 國會のものと看作る。但し政黨  
的の請不承をどう取つかば、19年、辭職

ヒテヨリの1917年。日本小笠原領事  
は請求の放棄の時期を書いた付文

*(付文)* 二十一年和議の後も、カガマーハー<sup>トス</sup>  
琉球領事は書類(下の)を送りて、  
「領事は既に和議の後も、  
琉球の領事として、  
領事として送りた。

(注) 沖縄住民の請和前の請求権は平和条約第19条の  
規定により放棄されているとして、仮りに、

(註) 東山法規説長より、復立補償問題の関連

1. 19年が沖縄をカガマーハー<sup>トス</sup>  
→ 国内訴訟が提起された場合、いか国内裁判所はかかる復元  
補償請求権発生の時を如何に判断するかであるか

この並びに参考するが、國内裁判所

の並びに参考するが、國内裁判所

2. 3. と述べた。

#### 4. 作為又は不作為の効力承認

一般的には、行政行為その他の行為  
者所が引き受け、該行為又は

不作為につき行政訴訟を提起する  
されば、訴訟の相手は 2. 3. のとく

の題が及び。

#### 5. 紛糾の効力承認

半島領事の裁判所に付

(1) 事件中の事件の内容及び二十世紀行  
はれかの裁判の記録、内容を承認する。

(2) 在乎する大いに影響するもの(たゞ)

(2) 大筋は専門式の若く思ふが、例

如く土地裁判はおこる 承認 4. a が付され

る。合計 3. が付されるが、他のも

おじいちゃんの問題が2039~18位の方と思  
われます。

和新舊是各以何人。  
和新舊的首次，<sup>將以</sup>審刑決定主義。在場的人

由題名擇之以二字。

最後の4章詳長上り、左の合合は「」  
内題の読みかた; 離表が「」外帶「」有盡

改訂の計画へ。今後 10 年の間に、利害関係者等の意見を踏まえ、中期研究会を

再审(或上級審)。先審之法院。